

【資料 1】

鹿児島県連合海区
漁業委員会資料
令和 8 年 2 月 26 日

【議題 1】

鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示の読点の
表記を改める告示の制定について（協議）

「鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示」の制定について

令和8年2月 鹿児島県連合海区漁業調整委員会

1 制定の理由

本県公文書の読点の表記を「,」から「、」に変更することに伴い、鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示の読点についても同様に、「、」を導入する。

導入に当たって、公文書の読点の表記を変更した日以後に新たに制定する告示等については、制定時に読点を「、」と表記することで足りるが、公文書の読点の表記を変更する日以前に制定した既存の告示については、読点の表記を変更しなければ「,」のままとなってしまうことから、標記告示を制定し、読点の一括改正を行う。

2 制定の内容

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 経過措置

不要

(参考)

対象となる鹿児島県連合海区漁業調整委員会委員会告示は以下のとおり。

- ・鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程
- ・鹿児島県連合海区漁業調整委員会公文書管理規程

鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第 号

鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令	和	年	月	日
---	---	---	---	---

鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

鹿兒島連合海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示において読点																								
として表記する「,」を「、」に改める。																								

附	則
---	---

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

注

公布文は二字目から、二行目以後は一字目から書くこと。

二 公布年月日は、三字目から書くこと。

三 条例・規則・訓令・告示の番号は、一字目から書くこと。

五 制定文は二字目から、二行目以後は一字目から書くこと。

七 条及び項は一字目から書き、法文との間は一宇空け、二行目以後は二字目から書くこと。

九 附則は四字目に「附」の字を、六字目に「則」の字を書くこと。

四 題名は四字目から、二行目以後も四字目から書くこと。
六 見出しは三字目から、二行目以後は二字目から書き、かつ、その前後を括弧で囲むこと。
八 号は二字目から書き、法文との間は一文字空け、二行目以後は三字目から書くこと。